

ファナック株式会社 代表取締役社長 兼 CEO
山口 賢治 様

ZENKO(平和と民主主義をめざす全国交歓会)
大阪府大阪市城東区蒲生1-6-21 LAGセンター
東京都足立区千住関屋町8-8 2階
担当:山川 携帯電話 090-8536-3170

ファナック社のイスラエルをはじめとする 各国軍需企業との取引中止を求める要請書

【要請趣旨】

イスラエル・ネタニヤフ政権はパレスチナ・ガザ地区への攻撃と殺戮を繰り返してきました。パレスチナ保健当局によれば、この2年間で6万7173人が殺害され、そのうち子どもの死者数は2万179人に及んでいます(2025年10月7日)。イスラエルによる攻撃は苛烈を極め、ガザ地区は破壊しつくされ瓦礫の街へと変貌。現在も犠牲者は倒壊した建物の下に放置されており、その被害の全容は明らかにされてはいません。

イスラエルは「自衛権」を主張していますが、ICJ(国際司法裁判所)は、イスラエルの占領政策は国際法違反、入植活動停止は義務とする勧告的意見を国連総会に提出し、国連緊急特別会合では124カ国がイスラエル制裁決議に賛成しました。またICC(国際刑事裁判所)は、ネタニヤフ首相に対し逮捕状を請求しています。さらに国連人権理事会調査委員会は、イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への一方的攻撃を、ジェノサイド(集団殺害)として認定しました。

「ガザ停戦合意」をイスラエル政府に遵守させ、これ以上の犠牲者を増やさないために、パレスチナの人々、世界の人々が声をあげ、各国国政府や国際機関も動き出しています。

このような状況の中で、日本における企業の果たすべき社会的役割は極めて重要です。日本政府はイスラエル政府とEPA(経済連携協定)を結び、日本企業とイスラエル企業との間でも投資や輸出入の拡大が進められ、イスラエルとの経済的軍事的協力関係が強化されています。

三菱重工やIHIなど軍需企業は、F-35戦闘機部品の国際サプライチェーンに参加しており、ZENKOが5月に防衛省と行った意見交換では、防衛省も「国内企業が製造したF-35の部品等が、イスラエルに移転される可能性は、排除されるものではありません」としています。

ファナック株式会社(以下、「ファナック」)は、工作機械や産業用ロボット製造を主業とされており、人間を殺傷する武器・弾薬などを直接製造してはおりません。しかしファナックの産業用ロボットは、イスラエルの軍需企業エルビット・システムズ社やその他の企業に直接的ないし間接的に輸出されています。

「被占領パレスチナの人権」問題に関する国連特別報告者のフランチェスカ・アルバネーゼ氏による報告書「占領の経済からジェノサイドの経済へ」には、イスラエルによるガザ虐殺など軍事行動を支えている企業名が報告されました。日本企業では、ファナック株式会社の名前があげられ、「日本のファナック株式会社のような供給業者は、イスラエルの軍需産業複合体向けを含む兵器生産ライン用のロボット機器を提供している」と指摘されています。

エルビット・システムズは、イスラエル最大の軍需企業であり、イスラエル軍に砲弾や軍事用ドローンなどの武器を提供し、その武器によってパレスチナ市民が殺戮されています。このエルビット・システムズの工場ではファナック社の産業用ロボットが使用されています。

ファナックの産業用ロボットは、多くの軍需企業へ輸出・販売され、数々の工場では稼働しています。イスラエル軍の戦車や戦闘機のエンジンを修理しているBSEL(ベット・シェメシュ・エンジンズ)社、エルビット・システムズ社やIAI(イスラエル・エアロスペース・インダストリー)社などの顧客向けに、イスラエル軍のライフルの部品などを製造しているローゼンシャイン・プラスト社などでも使用されています。さらにロッキード・マーチン社やイスラエル軍のMK-80型爆弾や155ミリ砲弾などを製造するジェネラル・ダイナミクス社をはじめ、アメリカやイギリスの軍需企業の工場でもファナック製ロボットが使用されています。

さて、先述したアルバネーゼ氏は、イスラエルによるジェノサイドや人権侵害を厳しく批判してきました。最近では、10月28日にも国連総会第3委員会で「ガザのジェノサイド(集団殺害)―集団犯罪」と題する新たな報告書を提出し説明しています。その中で、「イスラエルがジェノサイドや占領、アパルトヘイトを終えるまで同国との軍事貿易と外交関係を停止し、イスラエル軍を含め犯罪に関与した可能性のある者を調査し、必要なら起訴するよう、求めています。

ファナックのイスラエルをはじめ国外企業へのロボット輸出は、直接的であれ間接的であれ、アルバネーゼ氏の述べる「軍事貿易」にあたると考えます。直ちに中止されなければなりません。

現在、国際的に「デュアルユース」問題が注目されています。ご存じのように「デュアルユース」とは、「軍民両用技術」ともいわれる民生と軍事の両方に利用できる技術や製品を指します。これには、GPSやAI、そして工作機械も含まれています。2011年に国連の人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が確認され、日本政府・外務省もこれを、「企業活動における人権尊重の指針」として認めています。

「指針」は、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つで構成され、企業にも人権を尊重する主体としてその責任を求めています。そして「企業は、企業活動を通じて人権に悪影響を引き起こすこと、及びこれを助長することを回避し、影響が生じた場合は対処する(指導原則13)」「企業がその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の活動、商品又はサービスと直接関連する人権への悪影響を予防又は軽減するように努める(指導原則13)」など列記しています。

また、「人権デュー・ディリジェンスの実施(指導原則17～21)」として、「企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施すること」を求め、「救済メカニズムの構築(指導原則22)」では、「人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力する」ことを求めています。

ファナックの掲げる「人権方針」には、「国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき…(略)…国際規範で定義される人権を尊重します」と宣誓されています。日本を代表する産業用ロボット製造メーカーとして、「人権を尊重する企業の責任」を果たさなければなりません。自社製品がイスラエルによるパレスチナ市民殺戮に関与していないかを克明に調査・公表し、対処しなければなりません。ファナックは、国連でのアルバネーゼ氏の報告に対する正式な見解を明らかにしてはいません。

ファナックの製造した産業用ロボットの軍需企業への輸出・販売(中古品としての転売も含む)が、イスラエル政府によるパレスチナ市民の虐殺に繋がっています。社会の公器たる企業として、その責任は重大です。

以下、要請します。

【要請事項】

1. イスラエル軍需企業への産業用ロボットなど自社製品の輸出・販売、保守点検などのサービスの提供を直ちに中止すること。
2. イスラエル軍の武器製造や保守点検などに関係するアメリカやイギリスをはじめ世界のどの軍需企業へもの自社製品の販売とサービス提供を中止すること。
3. 自社製品(中古転売含む)があらゆる戦争・紛争やジェノサイドで使用される武器製造に使用されていないか徹底的な調査を行い、その詳細を公表すること。その使用が認められるとき、一切の取り引きを中止すること。
4. 今年6月末に公表された国連人権理事会アルバネーゼ氏の報告書には、「本報告書に名指しされた45を超える事業体に対し、提示された事実を正式に通知した。そのうち15が回答した。」とある。
 - ① ファナック株式会社は、アルバネーゼ特別報告者からの通知を受けたか。
 - ② 通知を受けていれば、その通知に対して、何らかの「回答」、「弁明」、あるいは「反論」はしたのか。していれば公表すべきである。また公表していないのであれば、その理由はなぜか。

以上の【要請事項】についての所見を、2025年11月末日までに文書でご回答ください。よろしくお願いいたします。